

ケータイ持ち込み禁止

県教委、基本案まとめる

県内小中学校

鳥取県教委は、児童生徒の携帯電話の取り扱いについて、小中学校では学校への持ち込みを原則禁止する方針を決めた。県立高校、特別支援学校では、学校で定めたルール以外での携帯電話の使用を禁止する。三日付で市町村教委に、四日付で県立学校に通知した。

情報モラル、危険性など 指導充実を指示

文科省が携帯電話の取り扱いについて、小中学校は原則持ち込みを禁止するよう一月三十日付で都道府県教育長に通知。この通知を踏まえて県教委としての基本的な考え方をまとめた。

情報モラルについて適切に指導し、携帯電話の危険性について指導を充実させるよう指示した。さらに小中学校は学校への持ち込みを原則禁止するほか、安全面などの問題からやむを

得ない場合は保護者に許可申請させるなどした上で、下校時まで預かるなど、教育活動に支障が生じないよう配慮することを求めている。高校など県立学校については、各校で定め

た基準や指導方針を生徒や保護者に十分に伝えて指導するよう定めた。また児童・生徒、保護者に対して「携帯電話より、読書やスポーツで自分を磨こう」携帯電話を持たせないと

いう選択も親の愛情です」などと訴えた「教育長メッセージ」を作成した。